

最高裁秘書第3089号

令和6年1月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年7月31日付け（同年8月1日受付、第050125号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 裁判所職員の精神疾患による長期病休取得者数の推移が書いてある文書（平成30年から令和4年までの分）（令和4年11月17日の参議院法務委員会の国会答弁資料は除く。）
- (2) 平成30年度以降の、裁判所職員に対する精神疾患による休職発令数が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1の(2)の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）